

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社Bに雇用され、スキーインストラクターとして就労していたところ、平成〇年〇月〇日、C県内のスキー場においてスキースクールのレッスン中、転倒して負傷した。請求人は、同日、D病院に受診し、「左膝内側側副靭帯損傷」と診断され、同月〇日にE医療センターに転院して、「左膝前十字靭帯損傷、左膝部内側側副靭帯損傷」の傷病名（以下「本件傷病」という。）で、療養を続けた。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病を業務上の事由によるものであると認め、療養補償給付及び休業補償給付を支給する旨の処分をした。その後、請求人は監督署長に対し平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間（以下「本件請求期間」という。）の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件請求期間について通院日以外の日については療養のため労働ができなかったとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件請求期間における休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、再審査請求の理由として、本件請求期間において、医師が労働することができないとし、治療中であつたにもかかわらず、休業補償給付を一部不支給とした処分は誤りであると主張している。

しかしながら、主治医による平成〇年〇月〇日付け意見書においては、①就業治療が可能となる日は、平成〇年〇月〇日、②平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間で休業が必要な日数は、5日、③本件請求期間に対し全期間休業の指示をされた場合の医学的理由については不明と記載している。なお、労災医員による平成〇年〇月〇日付け意見書においては、要旨、医師の指定する診療日に通院治療を受けることは療養上必要であり、この通院日の休業は妥当である、と記載されている。

以上の医師の所見からみて、請求人は、平成〇年〇月〇日以降、症状固定日である平成〇年〇月〇日までの間、通院日数8日及びスクリー拔去のための入院日数5日を除いて就労可能な状態であつたと判断されるものであり、本件請求期間のうち、受診日数13日のみを療養のため労働することができなかった日であるとして休業補償給付を支給するとの判断は、当審査会としても妥当であると考ええる。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を一部支給しない旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。